

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43865

29

極秘
無期限
8部の内
7号

施政権返還に伴う沖縄基
地の地位について

昭和42年5月
北米局長

七
月
二
日
午
後
九
時

1. 施政権返還と基地の地位

沖縄の施政権返還の国民的願望と極東におけるその軍事的役割との調整の核心は、沖縄に存続すべき基地の地位にかんである。すなはち、返還後の基地の地位を現状どおり認めることはわが方に困難があり、これを内地の基地並みとしては極東における抑止力としての機能を十分果しえずとすれば、「現状どおり」と「内地並み」の間に日米双方が満足しりる取扱いをなしうるや否やが施政権返還の鍵である。わが方は施政権返還後においても米軍が極東において抑止力として存在することを期待するものであるが、問題は、そのため返還後における沖縄の米軍基地の地位はいかにあるべきかということである。事は軍事技術上の問題でもあるので、自ら軍事的抑止力たるの地位にないわが方としては、米軍が最少限いかなる「自由」を必要と

するやの判断の基礎を持たないわけであるが、他方米側は、わが方が広く自らの全体的利害の判断からその領域内に存続すべき米軍基地にいかなる地位を容認する用意ありやが施政権返還問題の核心なりとの態度にててくることも予想される。いずれにせよ、わが方が沖縄の現状は放置しえずとの見地から施政権返還問題を動かそうとするならば、返還後の米軍基地の地位についてわが方としての腹案がなければならぬ。

2. 「現状どおり」と「内地並み」の相違

沖縄の軍事基地は、米国の施政下にある現状においては、いわば完全に「自由使用」できるわけであるが、これを前記「内地並み」とする場合は、次のような制約が加えられることとなる。

(1) 安保条約上の制約

(2) 基地使用の目的は、日本の安全及び極東の平和と安全に寄与するために限られる(第6条)。

(4) 在沖米軍に関する問題はすべて一般的協議の対象となる（第章末）。

(5) 地位協定上の制約

施設区域の提供及び返還、出入城、物資及び労務の調達、通事及び民事裁判管轄権等の分野において、米軍は軍隊が長期にわたり外國に駐留する場合通常課される制約に服する。

(6) 事前協議条項上の制約

次の3項目は日本政府の事前の同意を必要とする。

(1) 米軍配置の重要な変更

(2) 米軍装備の重要な変更（核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの持込み及びその発射場地の建設）

(3) 戦闘作戦行動のための基地使用

3. 安保条約上の制約

基地の使用目的及び一般的協議に関する問題

2.(3)の制約は、在沖米軍の役割りに実質的制約を課するものではなから、この点より返還に支障ありとは認められない。

な。米国は第2条により沖縄を日本の一部として防衛する義務を負うこととなるが、これも現状を実質的に変更するものではない。

4. 地位協定上の制約

現行地位協定は、この種の取扱いとしては國際的規準に合致したものであつて、施設権返還後は在沖米軍も当然これに従うべきであり、地位協定上の例外を設けることは困難である。

他面地位協定の規定が完全に履行されることは米軍の活動のために必須であつて、特に必要な施設区域の提供並びにその運営について、わが方としてもいわゆる基地反対運動等により支障を起すことなきより、治安当局及び施設庁における十分の用意が必要である。

な。地位協定に関する問題として、電気、水道の公益事業や主要道路の管理等は現在米軍により行なわれているが、これらは当然わが方に引継がれなければならない。

5. 事前協議条項上の制約

沖縄の基地の「現状どおり」と「内地並み」

とを極東における抑止力としての機能の観点より対比すれば、最も重要な相違は事前協議条項上の制約であり、基地の地位について日本側による合意をみつけるや否やはこれにかかっていると認められる。これに因してわが方は下記の態度をとるべきものと考える。

(1) 核弾頭の持込み、中長距離ミサイルの搭込み及びその発射基地の建設は事前協議の対象とするよう主張する。

(2) 横の問題はわが国の現状よりみて最も根本的な問題であるので、「米軍機場の重要な変更」は事前協議の対象とするよう強く米間に要求するものとする。

(3) 米国はボラリスが存在するに至った現在輸送機を沖縄に配置する必要はなくなりたるものとみられ、問題は戦術核兵器にあります。すなわち、沖縄自体の防衛に必要な短距離ミサイルの核弾頭や戦闘機に搭載すべき核弾頭の荷物の自由を留保しようとするかも知れず、この点について

ての議合いかんが最も問題になるかと思われる。

(4) 戰闘作戦行動のための基地使用は事前協議の対象としない。

(5) 沖縄の最も重要な使命は、支線基地としてよりも前線補給基地としての機能であると認められるが、たとえば沖縄から飛立つ給油機の空中給油とか、輸送機による戦闘への兵器投下のごときは戦闘作戦行動の範疇に属し、また極東地域に島地戦闘が実施した場合沖縄にある海兵隊が直ちに発進しあることは抑止力としてきわめて重要な要素であると認められる。

(6) この種戦闘作戦行動のため基地使用を容認すれば、わが国が軍事行動に直接捲込まれるものであるとの議論を招来するであろうが、沖縄の地理的、軍事的地位にかんがみ、わが方としても抑止力維持の見地より、施政権返還実現に当つては、この種の基地使用は事前協議の対象としないこととする。

必要があると認められる。

ま、戦闘作戦行動の対象地域、あるいはその様様により事前協議を要しない場合を限定することは実際問題としてきわめて困難であるので、全体としてこれを事前協議よりはずすほかないと思められる。

(3) 案軍團情の重要な変更は事前協議の対象とするよう努力する。

團情の重要な変更は沖縄からの移動は含まれず、新たな大規模の常時團備を意味するところ、実際問題として将来沖縄に大規模な戰闘兵力を配備したり、艦隊の大きな施設を置くようなことは可能性が少ないと思われるのでも、團備の変更を事前協議の対象とすることはあまり実質的意味はないが、なるべく「内地並み」とする見地よりはこれを対象にしておくことが望ましい。

4. 施政権返還に伴う問題

(1) 施政権返還の手続としては、奄美大島の場合のごとく、米国が一方的に施政権を放棄す

る基礎の上に返還協定を結ぶこととする。返還されれば安保条約、地位協定、事前協議条項は自動的に沖縄にも本土と同様に適用されることとなる。よつて前記事前協議に関する戦闘作戦行動のための基地使用及び場合によつては核兵器についての合意は、事前協議に関する「安保条約第6条の実施に関する交換公文」に従つて協議したものとして、返還協定と同時に別途交換公文でこれを取扱ふこととする。

(2) このようにして施政権返還後沖縄に「内地並み」でない地位の米軍基地が存続するときは、施政権返還運動は直ちに「内地並み」へのせん動にとつて代えられ、また本土以上に基地反対の運動が行なわれることも予想される。しかしながら、沖縄返還は強い国民的要望であり、政府としては相当な政治的責任を負うべきものと考える。沖縄返還問題は完璧においておが国の防衛姿勢の問題であつて、(付)東及

び日本の安全のため沖縄の基地が当分「内地並み」ではありえないこと、付安保条約、地位協定上の約束は完全に履行するとと、付沖縄返還に伴うわが国自衛隊の防衛責任擴大と沖縄の治安維持について遠慮なからしめるこ
と、等の諸点について政府として十分の準備と見通しを持ち、いかなる取組めを行なうにしても、やがて極東の情勢が変つて基地の「内地並み」を許す時刻が到来するまで、安定した持続性あるものとしなければならぬ。